

News Letter

2021
July
Vol.202

ビジネス・アソシエツ あいわ税理士法人



発行元

(株)ビジネス・アソシエツ 108-0014 東京都港区芝 4-3-5 ファースト岡田ビル 7F TEL 03-5520-5330
あいわ税理士法人 108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F TEL 03-5715-3316 | FAX03-5715-3318

Contents

- ・ [Plaza-i グリッドで簡単検索](#)
- ・ [Windows11 がリリースされます。](#)
- ・ [Plaza-i 商品名 最新対応](#)
- ・ [Word 文書の PDF 変換を自動化する](#)
- ・ [リモート（テレ・在宅）ワークの現状](#)
- ・ [入庫確認時付随費用配賦機能のご紹介](#)
- ・ [米国 IT 企業による再生可能エネルギーへの取り組みと今後](#)
- ・ [Plaza-i 最新バージョン情報](#)
- ・ [株式対価 M&A と株式交付制度](#)
- ・ [電子帳簿等保存制度の見直し](#)

II Plaza-i グリッドで簡単検索

はじめに

基本的に、Plaza-i の照会画面や検索画面では、範囲指定あるいは検索条件のタブやグループボックスが用意されており、そこで条件を指定して最新表示ボタンや検索実行ボタンをクリックすると、グリッドに検索結果が表示される、というインターフェースとなっています。

また、検索結果を表示した後は、グリッドの列ヘッダを右クリックして出てくるポップアップメニューから、列フィルタを掛けて、さらにレコードを絞り込むことができます。

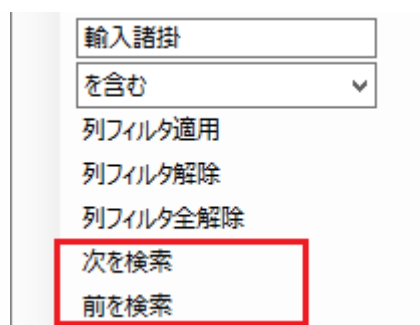
上記いずれの機能も、条件と一致するように検索結果（レコード数）を変える検索方法とも言えます。

V2.02.24 以降ではこれらに加えて、列検索とセル検索がご利用いただけます。

列検索とセル検索は、検索結果を変えずに、条件と一致するセルに移動する検索方法です。

列検索

列検索の操作方法は列フィルタとほとんど同様ですが、ポップアップメニューで検索条件を入力した後、「列フィルタ適用」ではなく、「次を検索」または「前を検索」をクリックします。



列検索ですので、右クリックした列に対してのみ、条件に一致するセルを、下（次を検索）または上（前を検索）に向かって、順次検索します。

検索条件が「含む」、「で開始する」、「で終了する」の場合、大文字と小文字、全角と半角、カタカナとひらがなは区別しません。

セル検索

セル検索は、グリッド上の任意のセルの上で右クリックし、ポップアップメニューで検索する値を入力してから、「次を検索」または「前を検索」をクリックします。

単位コード	単位名正式	単位名補助	単位名記号	単位名
1	個	EA	個	EA
2	メートル			Mtr
3	台			EA
4	本			EA
5	セット			SET

単位コード: [] 単位名: [個] 単位名補助: []

セル検索ですので、列を跨いで条件に一致するセルを順次検索します。

大文字と小文字、全角と半角、カタカナとひらがなは区別しません。

おわりに

探したい値は分かっている、範囲指定や検索条件のタブやグループボックスと行き来するのはちょっと手間、という場合に列検索やセル検索がお役に立つかもしれません。

ご活用いただければ幸いです。

|| Windows11 がリリースされます。

米 Microsoft は 24 日午前 11 時(米国東部時間、日本時間 6 月 25 日午前 0 時)に次世代 OS の Windows11 正式に発表しました。

正式リリースは今年の年末ごろとなりそうですが、インターフェイス等大幅に変更が加えられ、スタートボタンが中央に寄せられるなど、今までにない UI となっているようです。

Windows 10 が発表された際、最後の Windows となるようなことが言われていましたが、最後の Windows とはならず、10 は 2015 年リリースから約 6 年で後継 OS に後を譲ることになりました。

Windows11 で注目すべき点は Microsoft Store が変わり、Android アプリを検索して Amazon Appstore 経由でアプリをダウンロードして PC で Android アプリ利用可能となり、マイクロソフト対応以外のアプリまで Microsoft Store がすそ野を広げたことです。

これは PC 以外の端末が業務で使われるケースが増加し、iPad によるタブレット市場を寡占している Apple へ対抗するため、Google と MS 社が共闘しているような構図にも思えます。

また、Windows11 の新しいスタートボタンはタスクバーの中央に表示されることになりました。単純にデザイン変更だけなのかと思い、調べてみると、Fluent Design System (フルエントデザインシステム) という新しい UI が導入されたようです。

Fluent はこれまでの Microsoft のデザイン言語とは違って、5 つのデザインコンセプト、「光・奥行き・動き・素材・スケール」を用いて単なる画面上の動きだけではなく、さまざまなデバイスを通して同時に動くような動きも想定しているようです。

ジェスチャーや音声、ペンなどを使ったインプット方法を取り入れて直感的でシームレスな体験を提供するコンセプトのようです。携帯電話、タブレット、PC、VR ゴーグル等、様々なデバイス上で Windows を操作することを視野にスタートボタンを真ん中に置いたのかと思うとタブレットや携帯でよく使う場所が真ん中なので納得の配置なのかもしれません。

弊社 Plaza-i は Windows だけでなく、Oracle クライアント対応が必要となりますので、Oracle 社の早期 Windows11 対応が待たれるところです。新 OS がリリースされ、Plaza-i 利用で利便性を向上させるツールや機能があれば、改めてお知らせ致します。

|| Plaza-i 商品名 最新対応

はじめに

平素より Plaza-i をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

Plaza-i バージョン V2.02.24.00 で Plaza-i 商品名が機能拡張されました。今回はその内容及び最新の商品名対応について、ご紹介させていただきます。

商品名正式・商品名補助が 80 バイトに

まず、商品マスターの商品名正式項目は、従来、最大 40 バイトまで格納可能でしたが、今回 80 バイトまで格納できるよう拡張致しました。商品名補助項目についても同様に 40 バイトから 80 バイトに拡張致しました。

この商品マスターの商品名正式及び商品名補助 80 バイト拡張は、そのみに留まらず、他の多くの機能に影響を与えます。

得意先、仕入先等取引先側の商品情報を登録、自社商品と関連付けできる取引先商品パターンマスターの取引先商品名も従来の 40 バイトから 80 バイトに拡張致しました。

各種関連モジュールに広く対応

MST マスター管理の他に SOE 販売管理、SVC サービス業販売管理、PUR 購買管理、DRS 物流・在庫管理、ARS 債権管理と各種モジュールで関連する機能についても広く対応しております。SOE 受注伝票等の商品コードを使用する各種伝票において、伝票商品名を従来の 40 バイトから 80 バイトに拡張致しました。これにより、例えば、

- ・ SOE/SVC 見積伝票入力で入力した伝票商品名をその後、受注伝票→売上伝票→請求書伝票へ転記させることができます。
- ・ 受注発注取引でゼロレベル展開の場合、SOE 受注伝票入力の伝票商品名を PUR 発注伝票へ転記することができます。
- ・ PUR 発注伝票入力で、補助名利用区分を使い、商品マスター商品名補助を伝票商品名に転記し、それを英文用発注書に表示することができます。
- ・ SOE 受注伝票外部データ取込など各種伝票外部データ取込機能で、取込み元のエクセルなどから伝票商品名をデータインポートすることができます。
- ・ 諸口商品につき、PUR 発注伝票入力/仕入伝票入力で手入力した伝票商品名を現在庫データへ転記させ、更に受注伝票入力/売上伝票入力からグループ在庫以外の在庫一括取込機能で、発注伝票/仕入伝票の伝票商品名を引き継ぐことができます。詳細は、ユーザーズガイド、SOE 受注(章)、受注伝票入力-商品明細(節)、在庫一括指定入力-グループ在庫以外(項) ▲商品名の説明をご参照下さい。
- ・ 伝票の 1 明細を丸ごと商品情報を補うラベル明細として利用し運用されている場合、伝票商品名が 80 バイトになったことで、明細行数を減らせるメリットも生まれます。

以上は従来から Plaza-i に標準装備されている機能ですが、これらのことが 80 バイトに拡張された伝票商品名でできるようになりました。

商品名 2 機能を使えば最大 120 バイトまで可能

商品名正式項目のみで 80 バイト対応ですが、商品マスター商品名 2 項目を使えば、更に 40 バイト追加となり、商品名称を表す項目として最大 120 バイトまで使用可能になりま

す。商品名 2 対応については、ユーザーズガイド、SOE マスター（章）、ヘッダ&基本情報タブ（節）、商品名 2 の適用範囲（項）の説明をご参照下さい。

現在、商品名 2 をご利用中のお客様におかれましては、上記 120 バイト運用へ移行頂くため、次回 Plaza-i バージョンアップ時に、商品マスターの商品名 2 項目データを商品名正式項目へ統合することをご検討ください。

また、そのような長い商品名を登録した場合、現在ご利用中の外部帳票（見積書、発注書、納品書、請求書）商品名欄の枠内に収まりきれない場合が考えられます。帳票レイアウトの見直しもこの機会に、併せてご検討ください。

おわりに

本機能のご利用をお考えの場合は、Plaza-i バージョンアップ他必要な手続きについて、弊社サポート担当者または導入担当者にお問い合わせください。

II Word 文書の PDF 変換を自動化する

Word と PDF

業務で Word ファイルを扱っていると、PDF 形式に変換したいということがあります。Word で作成されたファイルをメールで送付する際に PDF 形式を求められるとか、元の文書は Word で作成・編集するけど参照用に公開するファイルは PDF 形式にするなど。弊社のユーザーズガイドも Word で作成したドキュメントを PDF に変換して Web サーバへアップロードしています。

この PDF への変換作業、作成した 1 つの文書を PDF 形式に変換して保存する程度であればファイル形式を選択して保存するひと手間ですが、いくつもあるファイルを全部 PDF に変換するようなことになるとなかなか面倒な作業です。

ところで筆者は最近、社内で利用している Word で作成された作業手順書のページ数が多くなってきたためファイルを分割しようとしたのですが、この手順書は利便性とセキュリティの観点から、PDF 形式に変換したファイルを共有サーバに配置したものを参照利用するルールになっていました。つまり Word ファイルを更新したら PDF 形式でも保存しなおして、共有サーバの PDF ファイルを置き換える必要があります。嫌な予感がしました。運用のルールを確認すると、毎月決まった更新日に担当者が PDF 形式に変換したファイルを配置することになっていました。分割した複数の Word ファイルを一つ一つ PDF 形式で保存しなおすなどどう考えても面倒すぎる！と PDF 変換処理の自動化を試みましたのでその経験を共有させていただきます。なお、PDF 形式への変換が自動化できれば配置は単なるコピー処理なのでついでに自動化しました。

自動化の方法

よくある定型作業だけに自動化でも話題になりやすいのか、インターネットで「Word PDF 変換 自動化」などと検索すれば様々なノウハウが出てきます。弊社はソフトウェア開発を行っている関係で利用できるツールや環境の選択肢は比較的多い方もかもしれませんが、以下のような対応方法を検討しました。

- ・ Word VBA でマクロを作成して実行する
- ・ 自動化ツールで Word または PDF 変換ソフトの操作を実行させる

- ・ PDF に変換するプログラム作成して実行する

VBA (Visual Basic for Applications) は Office 製品に搭載されているプログラミング言語で Word や Excel などでもちょっとした処理を手軽に記述することができますが、基本的にはアプリケーションを起動してマクロとして登録したその処理を実行させるという考え方です。例えば Word のツールバーにボタンを配置して PDF 形式保存ボタンのようなものを用意することは簡単です。特定のフォルダ内の全ファイルを PDF に変換するマクロも作成できました。しかし今回はファイルを開かないで一括で変換処理をするのが目的なこと、そのマクロの呼び出しを自動化するのが難しいこと、そもそも Office ドキュメントのマクロ実行についてはセキュリティポリシーによって制限があり利用が難しいので不採用としました。

Windows アプリケーションを対象とした自動化ツールを利用して、担当者が Word (もしくは PDF 変換ソフト) で PDF 形式で保存する作業をそのまま自動化する方法は対応としては単純でわかりやすいのですが、UI 操作を自動化するツールは対象のアプリケーションと自動化ツールを同一のマシンで起動して実行する必要があります。従って実行する環境を確保する必要がありますが、対象とするファイルを一度指定しても名称が変更されたり増えたりがありそうですし、また、今回自動化が上手く行けば当然に他業務で行っている類似の処理にも自動化を展開することが考えられますので、実行マシンやツールの調達コスト的に現実的ではありませんでした。

PDF に変換するプログラムを作成する方法ですが、Python や JavaScript など自動化でもよく利用される人気のプログラミング言語では Word を扱うためのライブラリが提供されていたり、バージョンによっては機能に含まれていたりします。しかし利用のためには開発環境、実行環境をセットアップする必要がありますので、後々のメンテナンスや RDS での実行を前提とすると、PDF 変換のためにそこまでやるのは難しそうです。作成したプログラムを Windows アプリケーションとして用意するならそれを実行するツールが必要となり前述の自動化ツール利用と同じ問題になってしまいます。そこで今回は RDS でも利用できる PowerShell を利用してスクリプトを用意することにしました。

PowerShell スクリプトの用意と実行

PowerShell は Microsoft が開発したコマンドラインシェル、スクリプト言語で Windows に標準で搭載されています。スクリプトを作成するには Windows10 なら PowerShell ISE という統合開発環境が利用できます (ちなみに最新の PowerShell v7 では ISE はサポートされておらず Visual Studio Code の拡張機能が代替になるようです)。作成したスクリプトの中身は①Word アプリケーションを利用するためのオブジェクトを作成する、②変換するファイルを取得する、③拡張子を docx から pdf に変えたファイル名で pdf ファイルとして保存する、というような簡単なものになりました。変換するファイルを具体的に指定することも考えましたが、今回は既存のドキュメントを PDF に変換して保存しただけなので処理用のフォルダを準備し、そのフォルダ内のファイルをすべて PDF 形式に変換するようなスクリプトです。今まで変換作業をしていたタイミングで代わりにこのスクリプトを実行すれば良いのですが、手作業でやるのでなければ反映は早い方が良いのでタスクスケジューラで夜間に変換処理と共有サーバへのコピーを実行するようにしました。

おわりに

業務で行うこのようなちょっとした繰り返しの作業は慣れてしまうと特に疑問もなく流してしまいがちなので、「何か面倒なことはない？」を自分で意識するだけでなくメンバー間でも意見を出し合うように日々心がけています。何か効率化しようとするとき最近では取れる手段が多岐にわたるすぎて迷うのも悩みどころです。

II リモート（テレ・在宅）ワークの現状

はじめに

リモートワークと似た概念としてテレワークという言葉があります。一般社団法人テレワーク協会では、「情報通信技術(ICT = Information and Communication Technology)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方」と定義しております。在宅勤務やモバイルワーク、サテライトオフィス/コワーキング、ワーケーションを包含した定義です。ここでは、自宅PCやタブレット等の情報端末を使って、自宅からリモートアクセスにより、会社ネットワークに接続し、オフィスにいる場合と同様、サーバドライブやフォルダにアクセスして業務を遂行すること、と致しません。

テレワーク導入状況

テレワークの導入状況ですが、同協会のHP『テレワークの統計』から2021年6月18日付の総務省発表資料(※1)を確認することができます。

導入済み、導入予定を含めると2019年29.6%(n=2,118)だったのが2020年に58.2%(n=2,221)と倍に近くになっています。

導入形態では、2020年でサテライトオフィス10.7%、モバイルワーク33.4%、在宅勤務87.4%となっています。

産業別では、情報通信業が92.7%、不動産や金融・保険で67.6%、製造56.1%、建設56.3%となります。

導入目的としては、非常時(地震・大雪・感染症流行など)の事業継続に備えて68.3%で勤務者の移動時間短縮・混雑回避が43.1%、業務の効率性(生産性)向上29.7%です。

筆者の状況

2020年4月に新型コロナウイルス感染症の拡大により、第一回非常事態宣言が出され、以降筆者も自宅からリモートワークで業務を行うようになりました。とはいえ、弊社は、2011年の東日本大震災を機に自宅からリモートでネットワークにセキュア(安全)な状態でサーバへ接続し、業務を行う環境は整備されておりました。この準備も幸いし、弊社並びに筆者自身もリモートワーク(弊社ではリモートツールとしてはマイクロソフト社 Teams を利用、外線(音声通話受発信)も今は同 Teams でおこなっております)への移行はスムーズに対応できました。

但し、筆者は、営業職なこともあり、最初の非常事態宣言下(2020年4、5月頃)のリモートデモや打ち合わせでは、お客様に「正しく細部まで伝わるだろうか」と不安もありましたが、非常事態宣言が長期化し、2度、3度目と出されることでリモートでのオンライン打ち合わせの頻度も増し、Plaza-i 製品デモを実施することに、今では違和感はありません。筆者は、リモートで打合せを実施する際は、最低限、冒頭で、ご挨拶、通信速度の影響による資料改ページ等に表示切替のタイムラグがないかの確認、打合せアジェンダの用意やビデオカメラは必ずオンにすること等を心掛けて

おります。

メリット・デメリット

この点は、会社や個人のおかれている諸事情により異なると筆者は考えます。既に言われているように通勤時間の削減、リモートワークが出来るネットワーク環境(セキュリティも含む)を構築するためにはそれなりのコストを要します。音声通話やコミュニケーション促進のためのチャットツール等の導入も同様です。自宅の通信速度環境も重要となります。

やはり、実際の対面形式の方がいい場面もあるでしょう。例えば、新入社員教育等は馴染んでくるまではやはり対面形式でのほうが効果が高い場合もあるようです。

リモートワークについて書かれた『リモートワークの達人』(※2 p.49)では2つの欠点が挙げられております。

欠点1、仲間と顔を合わせる機会がなくなる

欠点2、仕事モードの切り替えが難しい

欠点1は既述の新人教育等が挙げられると筆者は考えますが、欠点2についても身に覚えがあり、意識しなければならないところです。

リモートワークの初心者へのアドバイスとして、『ニューズウィーク日本版2020年5月19日号リモートワークの理想と現実』(※3 p.22)では次の5点が上げられております。

1. 仕事をする時間はこれまでと変えない
2. 自分に合った仕事用スペースを
3. 孤独感の解消にはウェブカメラが有効
4. オフィス以上に密なコミュニケーションを
5. 息抜きする時間もしっかり確保しよう

最後に

Plaza-i システムにつきましても、Plaza-i サーバにリモートで接続し、販売管理や一般会計等各種モジュールを操作することが可能です。但し、現行のネットワーク状況やセキュリティポリシーを踏まえた上で、ご提案させて頂く必要がございます。ご興味のある方は、弊社営業部 03-5520-5330(内線 81) (sma@ba-net.co.jp) または技術サポート部 03-5520-5330 内線 73 (bassa@ba-net.co.jp) または弊社プラットフォームサポートサービス担当までお問合せ下さい。

※1 一般社団法人 日本テレワーク協会

<https://japan-telework.or.jp/>

テレワーク導入状況について

https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/210618_1.pdf

※2 ジェイソン・フリード&デイヴィッド・ハイネマイヤー・ハンソン『リモートワークの達人』(早川書房 ハヤカワノンフィクション文庫 2020年7月15日発行)

※3 『ニューズウィーク日本版2020年5月19日号リモートワークの理想と現実』(株式会社 CCC メディアハウス発行)

II 入庫確認時付随費用配賦機能のご紹介

はじめに

平素は Plaza-i をご愛顧いただき誠にありがとうございます。今回は、新たに追加された購買管理システムの新機能をご紹介します。

V2.02.21 シリーズから購買管理の発注伝票に登録した購買原価(付随費用商品)を入庫時に配賦できるようになりました。

これまでの運用

従来は①発注伝票の商品明細には商品代金に運送費・保険料等を加味した金額で登録し、Purchase Order(以下 P/O) をエクセルに出力した後で、商品代金から運送費・保険料等を引き算して、運送費・保険料行を追加したり、あるいは②商品明細には商品代金のみを入力し、P/O をエクセルで出力した際に、保険料行を追加し、あわせて仕入付随費用入力で運送費・保険料を入力して、仕入付随費用実績配賦を行っていました。

どちらの方法にしても一度出力したエクセルを編集したり、1 つの取引なのにそれぞれ分けて入力しなければなりませんでした。

新機能を利用することによって

新機能では DAP(仕向地持込渡し)といった取引条件で発注伝票を登録する時に、商品明細に、商品代金以外の付随費用商品、例えば発注先に負担してもらった運送費・保険料などの shipping cost を入力し、P/O に印字することができます。そのまま入庫確認(仕入計上)時に shipping cost を商品代金に配賦することができることができます。

また得意先には費用の内訳を見せたくないが、仕入先に費用負担してもらおうことを想定し、受注発注取引の場合であっても発注伝票の商品明細に、商品代金以外の項目を追加できます。

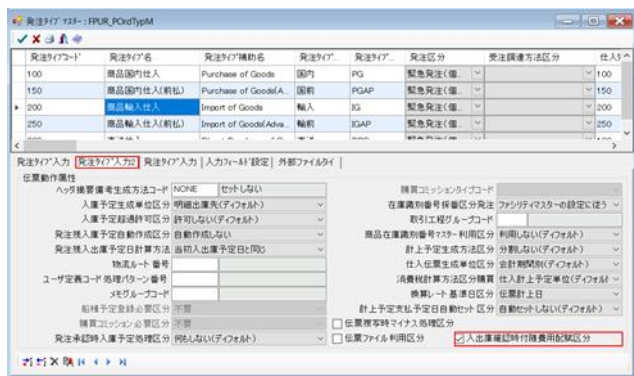
輸入取引だけではなく国内取引にも応用可能です。

必要なセットアップ

詳細はユーザーズガイドの以下の部分をご参照下さい。

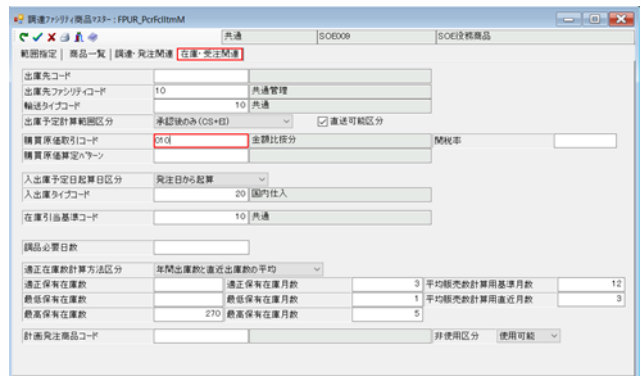
PUR 購買管理 > 発注 > 入庫確認時付随費用配賦機能

- ・ 発注タイプマスター



「入庫確認時付随費用配賦区分」をオンにします。

- ・ 調達ファシリティ商品マスター



付随費用商品について、「購買原価取引コード」を入力します。付随費用商品は商品マスター上、在庫管理対象外区分をオンにします。

おわりに

今回ご紹介させていただいた機能は、長らく運用対応を強いられていたユーザー様におかれましても待望の機能となっているのではないのでしょうか。

今回ご紹介した新機能は対応バージョン以降にバージョンアップをして頂いた上でセットアップの変更が必要となります。ご不明な点や、より詳細な説明を聞きたいという場合は、弊社コンサルタントやサポート担当へお問合せください。

II 米国 IT 企業による再生可能エネルギーへの取り組みと今後

再生可能エネルギーへ取り組みの現状

米国 IT 企業の最新技術や製品情報は頻繁にメディアで取り上げられているが、再生可能エネルギー(以下 RE)へ投資に力を注いでいることはあまり知られていない。

米国太陽エネルギー産業協会によれば、公益を除く米国企業の太陽光発電量(2018年)は、1位がアップル、2位がアマゾン、5位がデータセンター運営のスイッチ、6位がアルファベット傘下のグーグルであった。これら IT 企業は過去にクラウド・データセンター事業での電力消費の増大を批判され、RE 使用率の目標を設定している。このほか、米国政府による節税面からの支援や、太陽光発電コストの低下、これら IT 企業の利益拡大が再生可能エネルギー投資を後押ししていると考えられる。下記の表 1.2 参照。

日本における波及に向けた動き

日本において、アップルは、本邦の太陽光発電事業者と提携して 3 百カ所超の屋上太陽光発電設備に投資し、日本国内のアップルの事業活動の電力を 100% 賄っている。アップルは 2016 年に企業の RE 使用率 100% を推進するイニシアティブ「RE100」にも参加を表明し、話題となり参加企業が増えるきっかけとなった。

注目すべき点は、アップルが自社製品の世界各国のサプライヤーにも、RE 使用率 100% に向けての取り組みを働きかけている点(つまり「RE100」への参加)だ。2019 年までにサプライヤー 44 社が賛同を表明し、このうちイビデンなど 3 社は日本企業である。このような世界各国のサプライヤーへの働きかけは、マイクロソフトも促している。日本企業の「RE100」への取り組みについては、2017 年にリコーが参加したほか、ソニー、富士通など日本を代表する IT 企業も次々に参加している。2021 年 1 月には Yahoo

Japan を傘下に置く Zホールディングスが早期の「RE100」加盟を目指すと表明し、こうした動きは日本においても、一定の広がりをみせている。

環境に対する取り組み開示の統一化を

今回、これら各企業の RE への取り組みを整理するにあたり、各社の環境に対する取り組み開示レポート(サステナビリティレポート)を参考にした。機関投資家による環境関連分野向け投資機運の高まりを背景に、日本政府の後押しを受け気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) などが開示ガイドラインを掲げて促している。筆者の雑感であるが、RE 使用への移行が進展している企業ほど開示内容は充実していたようだ。しかし現在まで、財務報告書(有価証券取引報告書)のような制度化され、統一したフォーマットは存在せず、企業間の比較がやや難しい。環境関連に対応する重要情報が制度として統一基準にて開示されれば、RE を中心とした気候変動への取り組みについて、企業評価が相対的にできるようになる。今後、財務面の企業格付け同様に環境関連に関する格付けも制度化されることが期待される。遅かれ早かれ、そのような統一基準に対応した経営情報システムの開発も必要とされると予想する。

注1：RE100

「Renewable Energy 100%」の略称で、事業活動で消費するエネルギーを100%再生可能エネルギーで調達することを目標とする国際的イニシアティブ

<https://www.there100.org/>

注2：気候関連財務情報開示タスクフォース

気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) は、企業財務に影響のある気候関連情報の開示を推奨する報告書を2017年に公表。企業が気候変動のリスク・機会を認識し経営戦略に織り込むことは、ESG 投融資を行う機関投資家・金融機関が重視しており、上記報告書にてその重要性を言及。なお、環境省は、この報告書を踏まえた民間企業の取組への支援を明らかにし、TCFD に対して正式に賛同の意を表明済である。<http://www.env.go.jp/policy/tcf.html>

表1

米国の太陽光発電容量上位5社(2018年)		
	企業名	容量(単位:MW)
1	アップル	393
2	アマゾン	330
3	ターゲット	242
4	ウォルマート	209
5	スイッチ	179
6	グーグル	143
出所) SEIA		

表2

主な米国 IT 企業の再生可能エネルギーへの取り組み		
企業	目標	RE 比率
アップル	2018年に全事業所の再生エネルギー使用率ほぼ100%を達成。うち66%が直接投資。主要サプライヤー44社がRE100%使	99.8%

	用で合意、2020年までに4ギガワットを稼働へ	
グーグル	購入やスワップで2017年に全事業所の再生可能エネルギー使用率100%達成。	100%
マイクロソフト	2030年までにデータセンターの再生エネルギー使用率100%目標。2023年に70%目標。	60%
アマゾン	2014年にAWSの再生エネルギー使用率100%目標を発表。	50%
ウォルマート	2020年までに全事業所の再生エネルギー使用率50%目標を発表。	28%
出所) 各社資料をもとに筆者作成		

Plaza-i 最新バージョン情報

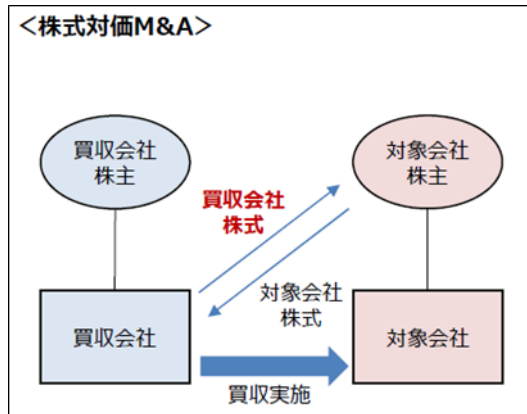
2021年7月16日現在までリリースしております、最新のPlaza-iバージョン情報をお知らせ致します。

・Plaza-i.NET V2.02.29.02

II 株式対価 M&A と株式交付制度

1. はじめに

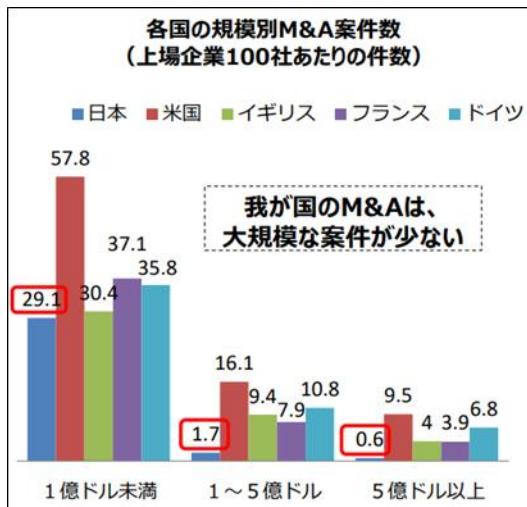
会社法において、新たに「株式交付」制度が創設され、令和3年3月1日から施行されています。本制度は会社法上、組織再編行為として位置付けられ、そのスキームは下図のとおりです。



図のとおり、買収の対価が現金ではなく、買収会社の株式であることが特徴です。このM&Aを実施した結果、買収会社の株主に対象会社株主が加わります。そして対象会社は買収会社の子会社となります。

2. 制度創設の背景

日本におけるM&Aは海外に比べて、大規模な案件が少ない状況にあります。



(参照：経済産業省「企業の稼ぐ力向上に向けたコーポレートガバナンス改革の取組」(2019年1月18日 24頁))
欧米諸国においては、自社株式を対価とするM&Aは制度化されているため以前から積極的に行われていますが、日本においてはこれが制度化されていなかったため、金銭を対価とするM&Aが主流でした。このことが機動的なM&Aや大型の企業買収、手元資金の薄い新興企業による企業買収等を阻害している要因と指摘されてきました。これらの問題の解決を後押しすべく、株式交付制度が新たに創設されるに至りました。

3. 制度の特徴

■対象会社株主側における制度の特徴

① M&Aによるシナジー

対象会社株主は、M&A後においても買収会社の経営に関与することができ、M&Aによるシナジーを享受することができます。

② 譲渡損益課税の繰延べ

対象会社株主は、自身が有する株式を買収会社に譲渡し、その対価として買収会社の株式を受け取りますが、その際に対象会社株主に発生した譲渡損益が繰延べられます。課税のタイミングは、将来、対象会社株主が取得した買収会社の株式を市場等に売却した時です。なお、譲渡損益課税の繰延べは、対象会社株主が株式対価M&Aに積極的に応じるインセンティブとして働くため、買収会社にとってもM&Aを円滑に進めることが可能になると考えられます。

■買収会社(買収会社株主)側における制度の特徴

① 買収資金負担の抑制

買収の対価として自社の株式を交付することから、買収資金の負担を抑制することができるため、大規模なM&Aを実行しやすくなります。また、資金が潤沢ではない会社であっても、M&Aを積極的に実行することができます。

② 自由度の高いM&Aスキームの構築

自社株式を対価に被買収会社を子会社化するための制度であるため、被買収会社を強制的に100%子会社にする株式交換と異なり、100%子会社化することを想定していない場合において活用することが適した制度です。

4. 税務上の取扱い

■適用開始…会社法の施行に合わせる形で税制措置が新たに創設され、令和3年4月1日以後に行われる株式交付について適用されます。

■対価要件…

$$\frac{\text{株式交付親会社株式の価額}}{\text{対価として交付を受けた資産の価額}} = 80\% \text{以上}$$

100%-80%部分は金銭等を交付して構いません。ただし、金銭対価部分に課税の繰延べはありません。

■書類添付…株式交付親会社は、①株式交付計画書、②株式交付に係る明細書、③株式交付により交付した資産の数又は価額の算定根拠を明らかにする事項を記載した書類を、確定申告時に添付しなければなりません。

なお、対象会社がすでに子会社(50%超)である場合や、買収後、子会社としない場合には本制度は適用されません。

5. おわりに

株式対価M&Aの活用による活発な事業再編が期待されま

II 電子帳簿等保存制度の見直し

1. 改正の背景

令和3年度の税制改正において、経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、国税関係帳簿書類を電子的に保存する際の手続きが抜本的に見直され、手続・要件が大幅に緩和されました。

本稿では、電子帳簿等保存制度の改正のポイントについて解説致します。

2. 自己作成帳簿書類の保存制度の改正内容

(1) 税務署長等の事前承認制度の廃止

制度適用に必要であった事前承認は廃止されました。ただし、下記(3)の適用を受ける場合には、届出書の提出が必要です。

(2) 保存要件の緩和（「一般の」電子帳簿）

これまで求められていた訂正等履歴要件、相互関連性要件、検索要件が不要とされました。

(3) インセンティブ制度（「優良な」電子帳簿）

届出書を提出し、改正前の要件（検索要件は改正後の要件）を全て満たしている場合において、電磁的記録に記録された事項に関し、修正申告等があったときは、その記録された事項に関し生じた申告漏れに課される過少申告加算税の額については、当該申告漏れに係る税額の5%相当額が軽減されます。

(4) 改正前後の要件比較及び適用時期

項目	内容	改正前	改正後		適用時期
			一般の電子帳簿	優良な電子帳簿	
事前承認制度	備え付け開始日の3か月前までの事前承認	○	×	△ (要届出)	-
真実性の確保	訂正等履歴要件	○	×	○	令和4年1月1日以後に備付け又は保存を開始するもの
	相互関連性要件	○	×	○	
	書類の備付け要件	○	○	○	
可視性の確保	見読可能性要件	○	○	○	令和4年1月1日以後に備付け又は保存を開始するもの
	検索要件	○	×	○ (※1)	
税務調査対応	国税職員の質問検査権に基づく国税関係帳簿書類に係る電子データのダウンロードの求めに応じること	-	○	-	
インセンティブ制度	一定の保存要件を満たした電子データの事項に関し修正申告又は更正があった場合の、その事項に関し生じた申告漏れに課される過少申告加算税の軽減	-	軽減なし	その申告漏れ税額の5%相当額の軽減	令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来するもの

※1 スキャナ保存制度の改正後の検索要件

3. スキャナ保存制度の改正内容

(1) 税務署長等の事前承認制度の廃止

(2) タイムスタンプ要件の緩和

付与期間が最長約2月以内とされ、受領者の自署が不要とされました。また、一定のシステムにおいては、タイムスタンプの付与が不要とされました。

(3) 適正事務処理要件の廃止

(4) 検索要件の緩和

改正前は主要な記録項目を検索条件として設定できることが要件とされていましたが、改正により検索項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定されました。

(5) 改正内容一覧及び適用時期

項目	改正内容	適用時期
事前承認制度	廃止	-
タイムスタンプ要件	①付与期間（改正前は3日以内）を最長約2月以内とする ②受領者等がスキャナで読み取る際に行う国税関係書類への自署不要 ③電子データについて訂正又は削除を行った事実等を確認することができるシステムにおいて、その電子データの保存をもって、タイムスタンプの付与に代えることができる	令和4年1月1日以後に保存するもの
適正事務処理要件	廃止（相互けん制、定期検査、再発防止策の社内規程の整備等）	
検索要件	①検索項目を取引等の年月日、取引金額、取引先に限定 ②国税職員の質問検査権に基づく電子データのダウンロードの求めに応じることとする場合には、範囲指定、項目を組み合わせて設定できる機能の確保を不要とする	
保存義務	上記見直し後の保存要件を満たさない電子データについても保存義務あり	

4. 電子取引に係るデータ保存制度の改正内容

(1) タイムスタンプ要件の緩和

付与期間が最長約2月以内とされました。

(2) 検索要件の緩和

上記3の検索要件と同趣旨の改正が行われたほか、判定期間（法人の場合には、電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度）の売上高が1,000万円以下である場合で、かつ、国税職員の質問検査権に基づく電子データのダウンロードの求めに応じる場合には、検索要件の全てが不要とされました。

(3) 改正内容一覧及び適用時期

項目	改正内容	適用時期
タイムスタンプ要件	付与期間（改正前：遅滞なく）を最長約2月以内とする	令和4年1月1日以後に行う電子取引
検索要件	①スキャナ保存制度の検索要件と同様とする ②判定期間における売上高が1,000万円以下である保存義務者がスキャナ保存制度の検索要件②の求めに応じることとする場合には、検索要件の全てを不要とする	
書面等の保存	電子データの出力書面等の保存を持って電子データ記録に代えることができる措置を廃止	

5. 不正行為抑止の為の担保措置

上記3及び4について、仮装隠ぺいの事実に基づき期限後申告、修正申告、更正、決定等があった場合のその申告漏れ等に課される重加算税の額は、通常为重加算税にその申告漏れ等に係る本税の10%相当額が上乗せされます。

6. おわりに

会計帳簿や請求書等を電子保存することで保存場所や印刷にかかるコスト削減等が見込まれます。

また、コロナ禍により請求書等の電子データでの発行など、電子取引を開始する会社も増えております。電子取引は郵送作業等の削減にも繋がると考えられます。

帳簿書類の電子保存及びスキャナ保存等の要件が大きく緩和されたこの機会に、紙媒体の書類をデジタル化し、経理業務のテレワーク化、さらには自動化を推進してみたいかがでしょうか。